

通信教育制度研究の視点と視野

鈴木 克夫 (桜美林大学)

戦後日本の大学では、通信教育は単なる教育方法ではなく、通学課程に対置される「通信制」の大学という一つの制度として位置づけられた。大学通信教育を「制度」として考える時、そこには、①法的根拠、②通学課程との関係、③国の関与、④入学資格、⑤入学者選抜、⑥修業年限、⑦授業方法など、いくつかの「視点」を定めることができる。そして、それらの「視点」が「争点」となって問題化し、それに関わるすべての人々が通信教育について真剣に考え、怒り、嘆き、そして行動した稀有な時代があった。

本研究では、昭和 40 年代の慶應義塾大学通信教育課程に起きた紛争と改革を「視野」として設定し、その過程で、先にあげた「視点」がそれぞれどのように取り扱われたのかを検証することで、今も解決されずに残されている「制度」としての通信教育の根本問題を明らかにしたい。

大学紛争下の通信教育

慶應義塾大学の昭和 40 年代は、通学課程の学費値上げ紛争とともに始まる。それは、日本における大学紛争の幕開けでもあった。

一方、大学通信教育が制度化されて約 20 年が経過し、テキストの老朽化、慢性的なレポート返却の遅れ、過酷なスクーリング、劣悪な学習環境など、多くの問題が指摘されるようになっていた。しかし、それらは表面的なもので、根底には、「教育の民主化」や「機会均等」といった大学通信教育の理念の形骸化がある。経済の成長、その一方で受験競争の激化や能力主義が浸透する中で、20 年前と何一つ変わらない大学通信教育は、理念そのものが差別の対象にすらなっていたのである。

そんな中で、出ては消え、少したてばまた顔を出すのが学内の通信教育廃止論である。廃止の理由としてあげられるのは、通信教育の効果に対する疑惑、正規の教育および研究生活への障害、通信教育の社会的意義の減少、大学財政への無寄与、正規教育と両立する通教改革案などあり得ない、といった点である。

そして、中教審 38 年答申を受けて文部省が設置した大学基準等研究協議会から、通信教育の修業年限 5 年制案を盛り込んだ「大学通信教育改善要綱」が昭和 40 年 3 月に提出された。これに対して、六大学通信教育学生会が「声明文」を出す

とともに、署名やデモなどの反対運動が行なわれた。通信の学生による初めての自発的運動である。

これがきっかけとなり、慶應義塾大学では通教自治会が結成された。主な要求として掲げられたのは、①全員クラス加入制の実施、②慶応通信株式会社から学内への事務機構の包摂、③通教事務局(慶応通信株式会社も含む)の経理内容の公表、④科目試験の改善、⑤スクーリングの開講科目の拡大、⑥廃止論に対する改善の具体策の提示、⑦学習指導体制の確立、⑧事務局スタッフの増員、⑨テキストの改定、⑩学生自治会ルームの設置といった、きわめて具体的で切実な、また通信教育が抱える固有の問題群であった。

そして、学生の自治活動に期待を寄せる通信教育部長の見解と、それと異なる事務局の見解が機関紙『慶応通信』の同一紙面に掲載されたことを問題視した「自治会通信」問題(昭和 43 年 2 月)を皮切りに自治会と通信教育部の関係が悪化すると、補助教材記事掲載拒否問題(43 年 6 月)、米資闘争中の夏期スクーリング始業式・塾長出席拒否事件(43 年 7 月)などが次々に発生した。これ以降、自治会は全員自治会加入と自治会費の代理徴収を当局に要求するようになり、事務局封鎖事件(43 年 10 月)、大学当局との交渉決裂の責任をとって辞任した自治会長の卒業式ハンスト事件(44 年 3 月)、入学式ヘルメット学生乱入事件(44 年 5 月)へとエスカレートし、当の自治会すらコントロール不能に陥っていく。

この時期に通信教育部長を務めた青沼吉松と村井実の改革の方向は、まったく対照的だった。

青沼吉松の改革

青沼吉松(経済学部、在任期間は昭和 42 年 10 月～44 年 5 月)が取り組んだ主な改革は、①事務機関ではなく教育機関としての通信教育部の組織・機構改革、②学習指導体制の強化、③全国を主要都市を中心に 21 の「大クラス」に編成し、その中に文・経・法の「クラス」を置き、従来の慶友会(学生による任意加入の地方ごとの組織)は「小クラス」として存続させるという形での「全員クラス加入制」の導入、④入学後 2 年以内に学力考査(入学試験に相当する学力試験)に合格しなければ、学習の継続は認めないが、卒業資格は与えないという厳しい内容の「学力考査実施要領改

正」の4つである。

そうした青沼の一連の改革の基本にあるのは、通学課程と通信教育課程の基本的共通性、すなわち「大学正課」であることに注目し、『大学正課』としての通信教育』を徹底させようとする姿勢である。しかし、そうした原理・原則主義は通信教育の学生の多様性と必ずしも相容れるものではなく、結局、全員クラス制の実施は延期され、期限内に学力考査に合格しない者の扱いも当分の間保留せざるを得なくなった。そして、任期満了を待たず、昭和44年5月末に青沼は退任した。しかし、1年8カ月の部長在任期間中、補助教材に執筆した論考28本、座談会7回という驚異的な数字は、青沼がどれほど身を削って通信教育の諸問題に取り組んだかを物語るとともに、それでもなお解決することの困難な問題を通信教育が抱えていることを示すものでもある。

三田の暑い長い夏

昭和44年夏の闘争方針として通教自治会が掲げたのは、三スローガン(①大学立法粉碎、②G・K・P(大慶應計画)粉碎、③NHK通信大学(NHKへの身売り説)粉碎)と二要求(自治会費代理徴収と学生編集による補助教材)であり、自治会発足時のような通信教育に係る具体的な改善要求は影をひそめてしまった。

そして、7月21日の夏期スクーリング開講式での中鉢正美通信教育部長(経済学部、在任期間は昭和44年6月～8月)の大衆団交、翌22日のクラス代表者総会での闘争委員会の承認に始まり、8月に入ってからは前期末試験の中止や校舎の占拠封鎖、スクーリングの中止決定とその直後の一般学生とヘルメット学生との衝突と乱闘、中鉢部長の負傷・入院、そして8月30日の中鉢部長および学務委員の辞任と続き、「三田の暑い長い夏」は終わった。

その後、通教自治会は求心力を失い、不正経理問題なども発覚し、崩壊への道を歩むことになる。そして、わずか3か月で辞任した中鉢の後を受けて部長に就任したのが村井実である。

村井実の改革

村井実(文学部、在任期間は昭和44年10月～46年9月)の改革は、「村井構想」と呼ばれる。

青沼が、通学課程と通信教育課程との違いは認めつつもその基本的共通性、すなわち「大学正課」であることに注目したのに対し、村井は、両者の違いに注目したといっている。

そして、①テキストの改訂、②レポート返却の迅速化、③地方での学習指導の強化、を当面の目

標に掲げた。さらに、青沼が厳格化した「学力考査」そのものを一転して廃止したのである。

試験のために勉強があるのではない。「勉強のための勉強」の姿勢を持った人々に、今さら「試験のための勉強」をさせるのは馬鹿げている。通学課程に入学する境遇にない人々に、通学課程の入試に代わる試験は必要ない。大学の勉強は専門的なものであって、特殊な受験勉強に依存する記憶を要求するのは奇妙である。「入学後の早い時期」での合格を求めるのは、通信教育の特質を忘れた措置である、というのがその論拠である。ただ、忘れてはならないのは、学力考査を厳しくしようとする方向に対しても、その逆に、緩やかにしようとする方向に対しても、どちらも同じくらい賛成意見と反対意見が学生から寄せられたことである。まさにそこにこそ、大学通信教育がはたして「正規の大学」なのか、それとも「開かれた大学」なのかという葛藤と煩悶とが見て取れる。

そんな時に、降って湧いたように出てきたのが、放送大学問題だった。以後、村井は国による「開かれた教育」の計画と、もっぱら私立大学に任されてきた大学通信教育の厳しい現実との間にある余りにも大きなギャップの解消に挑むことになる。

通信教育制度研究における昭和40年代

昭和40年代の通信教育の紛争と改革の争点は、①仕事と学業の両立には修業年限の延長が必要か、②通信教育部は教育組織か事務組織か、③学生集団による学習・課外活動は強制すべきか奨励に止めるべきか、④「開かれた大学」に高校レベルの学力に基づく選抜が必要か、⑤「開かれた大学」に国はどう関与すべきか、といった問題だった。しかし、その根底にあるのは、大学通信教育は「正規の大学」か「開かれた教育」かという葛藤であり、「正規の大学」であると同時に「開かれた教育」であることを求められる苦悩であり、また、しよせんは「正規の大学」が行なう「開かれた教育」でしかないという限界である。

その後の大学通信教育は、昭和から平成に替わり、カリキュラムやスクーリングの実施方法の弾力化、通信技術の発達による学習方法の多様化、学習者の高学歴化と卒業率の上昇、通信制大学院の制度化とその拡大などによって、根本問題が目立たなくなったかに見える。しかし、慶應義塾大学レポート返却遅延訴訟(平成11年)やサイバー大学本人確認問題(平成20年)などの「事件」は、根本問題の存在と、それが今でも未解決であることを思い起こさせる。

大学通信教育は、「正規の大学」か、それとも「開かれた教育」か。